

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官(貿易関税チーム)

EU 向けに輸出される食品に関する輸入規制について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、3 月 28 日より日本から EU へ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation(EU) No 297/2011 に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところです。

このことを受けて、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 27 日付け、23 国際第 1144 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

このような中で、欧州委員会は、5 月 25 日より、新たに制限地域に神奈川県を加え、措置期間を延長する規則の改正（別紙参照）を行いましたので、内容について以下のとおり、お知らせいたします。

1. 制限地域への神奈川県の追加

欧州委員会は、神奈川県産の「茶」から暫定基準値を超える放射性物質が検出されたことから、新たに神奈川県を制限対象地域に加える決定を行いました。

その結果、制限対象県が 12 都県から 13 都県となりました。

EU 向けに輸出される食品に関する輸入規制（5 月 25 日施行）

	対象	証明書すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品等	収穫、加工の時期
2	13 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川）で産出した食品等	EU の放射性物質基準に適合することの証明
3	13 都県以外で産出した食品等	産出した道府県

2. 規制措置の延長について

欧州委員会は、EU 食品検査規則 297/2011 の発効期限を当初の 6 月 30 日から 9 月 30 日に延長することを決定いたしました。

3. 証明書様式の改訂について

13 都県産以外のものを 13 都県内の積み出し地経由で輸出する場合のチェック項目を追加して記載（別紙証明書様式参照）